



－ 職員の人身事故に係る処分 －

職員の懲戒処分について

- 本日、人身事故を起こした職員1名を懲戒処分にいたしました。
- このたびの交通法規違反による人身事故は、率先して法を遵守しなければならない公務員として、市の信頼を大きく損ねた行為であり、その結果、被害に遭われた方に多大なご迷惑をお掛けしたことに對し、心よりお詫びを申し上げます。
- 事故再発防止に向け、日頃からの部署内での交通法規及び交通マナーの周知・指導の更なる徹底に努め、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

【概要】

- | | |
|-----------|--|
| (1) 発生年月日 | 令和2年10月3日（土） 午後5時58分頃 |
| (2) 所 属 | 気仙沼市立病院看護部 |
| (3) 職位の区分 | 一般職員 |
| (4) 事件概要 | 帰宅途中に、本郷地内の交差点を右折しようとした際、安全確認不十分により、横断歩道を横断中の歩行者に衝突し、相手方2名を負傷（軽傷）させ、運転免許停止処分30日の行政処分、及び罰金刑の刑事処分を受けたもの。 |
| (5) 処分内容 | 減給1月間10分の1 |
| (6) 処分年月日 | 令和3年1月28日 |